## 所管部(局)·課 農林水産部 生産者支援課

法	 令 名	林業怒労其般の辞	:化等の促進のための資金	の融通生	に 法令の番号	昭和54年政令第20	5 문		
14	li 4	関する暫定措置法		.∨√脱远 ↔		四年日4千以日先20	. J. <del>J</del>		
不利益処分の種類 林業経営改		林業経営改善計画	の認定取消		根 拠条項	第1条第3項			
	「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令」第1条第3項、「林業経営基盤の強化等の促進のた								
	めの資金の融通等に関する暫定措置法の施行について」第3の4(3)、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する								
	暫定措置法の運用について」第2の4(3)の規定による。								
	カナン 加 八の甘油は以下のした いっちって								
	なお、処分の基準は以下のとおりである。 ○ 認定を受けた林業経営改善計画に従ってその林業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるとき								
処	○ 認定を支げた体素経営以音計画に使わてての体素経営を以音するためにとるべき指直を再していないと認めるとさ								
χ <u>ι</u>									
分									
基									
準									
対応	1 聴聞の実施	処理		交付			目次		
区分	区分 ② 弁明の機会の付与		機関生産者支援課	機関 生産者支援課			NO	1 0	